

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業
及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設
(うち完全人工光型)における新技術の指標について

(改訂)

令和2年12月改訂

農林水産省生産局

各事業で整備が可能な高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設（うち完全人工光型）のうち、周年・計画生産の技術が既に普及している品目を生産する場
合については、実施要綱において、

- ・ 生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする
 - ・ 新技術は、過去の補助事業により整備された施設等における生産性の指標を
超えることが客観的なデータに基づき立証できるものに限るものとする
- としているところであり、指標の考え方を以下に示す。

【指標の考え方】

（１）リーフレタス類

- ・ リーフレタス類については、過去の補助事業により整備された施設におけ
る実績から、生産コストについて以下のとおり基準を示すこととする。
- ・ 同基準の上限を3地区とし、3地区に達した場合には、より高い生産性の
指標に改訂する。

〔リーフレタス類の基準〕

強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業（う
ち整備事業）及び農畜産物輸出拡大施設整備事業で整備する高度環境制御栽培施
設及び高度技術導入施設（うち完全人工光型）については、以下のとおり採用枠
を設けていくこととする。

~~基準① リーフレタスについては、「1kg 当たり生産原価」が1,050円（※）以
下であることが客観的なデータに基づき立証出来る技術であること。~~

~~（※）平成21～27年度までに強い農業づくり交付金等により導入された完全人工光型の施設
（計5地区）におけるリーフレタスの生産原価（実績値の平均値）が1,167円/kg。これ
よりコストを1割低減した値として、 $1,167\text{円/kg} \times 0.9 = 1,050\text{円/kg}$ を指標として設定。~~

（これまでの事業において3地区に達したため基準②に移行。令和2年12
月時点で基準②で1地区採用済み）

基準② 「1kg 当たり生産原価」が945円（※）以下であることが客観的なデー
タに基づき立証出来る技術であること。

（※）基準①の1,050円/kgから更に1割低減した値として、 $1,050\text{円/kg} \times 0.9 = 945\text{円/kg}$ を
指標として設定。

（3地区に達した場合には基準③に移行）

基準③ 「1kg 当たり生産原価」が850円（※）以下であることが客観的なデー
タに基づき立証出来る技術であること。

↓
(※) 基準②の 945 円/kg から更に 1 割低減した値として、 $945 \text{ 円/kg} \times 0.9 = 850 \text{ 円/kg}$ を指標として設定。

↓
(3 地区に達した場合には基準④に移行)

基準④ 「1 kg 当たり生産原価」が 765 円 (※) 以下であることが客観的なデータに基づき立証出来る技術であること。

(※) 基準③の 850 円/kg から更に 1 割低減した値として、 $850 \text{ 円/kg} \times 0.9 = 765 \text{ 円/kg}$ を指標として設定。

(2) その他の品目

- ・ その他の品目については、過去の補助事業での実績が少ないことから、当面の間は、生産コストを、同品目を生産する施設の実績等と比較して、客観的に優れていることを立証することとする。

【別添】

○生産コストの計算方法

以下の生産コスト計(A)を年間出荷量(B)で除することとする。

年間 生産 コスト (円)	○人件費	
	○光熱動力費	
	○減価償却費(総事業費ベース)	
	○種苗等資材費	
	○賃借料	
	○その他 (委託費、梱包費、租税公課等)	
	生産コスト計	(A)
年間出荷量(kg)		(B)
出荷量1kg当たり生産コスト(円/kg)		(A)/(B)